

指名打者 規則書 5.11 (2023年版)

- (a) 指名打者のルールはつぎのとおりである。
- (1) 先発投手または救援投手が打つ番のときに他の人が変わって打つても、その投球を継続できることを条件に、これらの投手に代わって打つ打者を指名することが許される。
投手に代わって打つ指名打者は、試合開始前に選ばれ、球審に手渡す打順表に記載されなければならない。監督が打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者の特定がされておらず、球審がプレイを宣告する前に、審判員またはいずれかの監督（またはその指名する者）がその誤りに気付いた時は、球審は、監督に投手以外の9人のプレーヤーのうち誰が指名打者になるかを特定するように命じる。
 - (2) 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して、少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
 - (3) チームは必ずしも投手に代わる指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかった時は、その試合で指名打者を使うことはできない。
 - (4) 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。指名打者に代わった打者は、以後指名打者となる。退いた指名打者は、再び試合に出場できない。
 - (5) 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。したがって、投手は退いた守備者の打撃順を受け継ぐことになる。ただし、2人以上の交代が行われた時は、監督が、打撃順を指名しなければならない。
 - (6) 指名打者に代わって代走者が出場することができるが、その走者が以降指名打者の役割を受け継ぐ。指名打者が代走者になることはできない。
 - (7) 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって指名打者の打撃順を変えることは許されない。
 - (8) 投手が一度他の守備位置についた場合、それ以降指名打者の役割は消滅する。
 - (9) 代打者が試合に出場してそのまま投手となった場合、それ以降指名打者の役割は消滅する。
 - (10) 投手が指名打者に代わって打撃するかまたは走者になった場合、それ以降指名打者の役割は、消滅する。試合に出場している投手は、指名打者に代わってだけ打撃または走者になることができる。
 - (11) 監督が打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始後に相手チームの監督がその誤りを球審に指摘した場合は、
 - (A) チームが守備についた後では、投手は、守備につかなかったプレーヤーの打撃順に入る。
 - (B) チームがまだ守備についていないときには、投手は、そのチームの監督が指定した打撃順に入る。いずれの場合も、投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ、試合から退き、それ以降指名打者の役割は消滅する。誤りが球審に指摘される前に起きたプレイは、6.03(b)により有効となる。
 - (12) 指名打者が守備位置についた場合それ以降指名打者の役割は消滅する。
 - (13) 指名打者に代わって出場させようとするプレーヤーは、指名打者の番がくるまで届け出る必要はない。
 - (14) 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になれば、それ以降指名打者の役割は消滅する。
 - (15) 指名打者は、ブルペンで捕手を務める以外は、ブルペンに座ることはできない。
- (b) 《チームは投手に代わる打者を指名する義務はない。しかしながら、先発投手地震が打つ場合には、本条(a)項により、別々の2人として考えることができる。監督は自分のチームの打順表に10人のプレーヤーを記載し、このプレーヤーにおいて、一つは先発投手、もう一つは指名打者として2度、同じ名前を記載することになる。――以下省略